

【資料集 28】 文京区立図書館公衆無線LAN (Wi-Fi) 利用規約

文京区立図書館公衆無線LAN (Wi-Fi) 利用規約

令和元年10月3日 2019 文教教真第155号

1 利用目的

図書館利用者が、調査研究のために自己の情報端末を使用して公衆無線LANに接続し、図書館資料の検索をはじめとした多様な情報を収集することができるようにする。

2 利用対象

図書館の利用者（ただし、小学生以下は保護者同伴を必要とする）

3 利用範囲

- (1) 文京区ウェブサイトの閲覧
- (2) 文京区立図書館ウェブサイトの閲覧
- (3) 調査研究のために必要なウェブサイトの閲覧

4 利用制限

- (1) メール、ソーシャルネットワーク、掲示板等への書き込み、ネットオークション、ネットショッピング、ゲームなど閲覧以外の行為
- (2) 調査研究以外の目的での閲覧
- (3) 画像・動画やソフトウェア等の大容量のダウンロード
- (4) インターネット上の情報のデジタルコピー

5 利用時間等

- (1) 図書館の開館時間とする。
- (2) 1回あたりの利用時間の上限を設定する。
- (3) 開館時間内は何回でも接続できる設定とする。
- (4) 端末1台あたりの通信速度の上限を設定する。

6 利用手続き

利用を希望する者は、公衆無線LAN接続画面から認証を受けるものとする。

7 利用の中止

図書館長は、利用者が規約に反した利用をしていると認めるときは、即時に利用を中止させることができる。

8 利用料

無料とする。

9 利用者の責務

- (1) 当利用規約を守ること。
- (2) 情報端末の操作方法等は、各自で説明書等を参照して利用すること。
- (3) インターネットを通しての非合法な行為、他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) 公序良俗に反すると判断されるウェブサイトにアクセスしないこと。
- (5) インターネット等に存在するデータの著作権その他の知的所有権を侵さないこと。
- (6) 大容量のダウンロードなど、全体の通信速度が遅くなる利用をしないこと。
- (7) 歩きながらの使用や音漏れ等で周囲に迷惑をかけないこと。
- (8) 個人情報等の重要な情報を通信する場合は、各自で保護対策を行うこと。

【資料集 28】 文京区立図書館公衆無線 LAN (Wi-Fi) 利用規約

10 利用による損害

公衆無線 LAN の利用による一切の損害について、文京区立図書館は責任を負わない。
また、利用者の不正利用により文京区立図書館に損害を与えた場合は、損害賠償を請求することができる。

付 則

この規約は令和元年 10 月 3 日から施行する。